

第6次雄武町障がい者計画

第6次障がい者基本計画

- ・ 第5期障がい福祉計画
- ・ 第1期障がい児福祉計画

【概要版】



平成30年 3月

雄武町

1 計画の趣旨

この計画は、「第6次障がい者基本計画」、「第5期障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障がい者基本計画」は、障がい者に関する町政全般にわたる計画で、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、福祉サービスの円滑な提供のため、必要見込み量と提供体制の確保策を定めたものです。

これらにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

計画期間は、「障がい者基本計画」は6年間、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は3年間とします。

●計画期間

	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
第6次障がい者基本計画	→					
第5期障がい福祉計画	→					
第1期障がい児福祉計画	→					

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

2 障がい者数の状況

平成28年度末の障がい者数の状況をみると、身体障がい者手帳保持者数は246人、療育手帳保持者（知的障がい者）は50人、精神障害者保健福祉手帳所持者で13人となっています。平成18年度末と比較すると、身体障がい者手帳保持者数は減少し、療育手帳保持者数は増加、精神障害者保健福祉手帳所持者はおおむね横ばいとなっています。

●障がい者手帳保持者数の推移

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
平成18年度	5	277	282	8	34	42	13
平成28年度	0	246	246	7	43	50	13

※各年度末

3 障がい者の生活課題

本計画の策定にあたり、障がい者団体にヒアリング調査を実施し、生活課題の把握に努めました。その概要は、以下の通りです。

1 障がい者団体の組織強化への支援を

障がい者団体では、会員数の減少のほか、会員以外の障がい者の状況がつかみづらいつらといった課題がある。町内の障がい者を支える活動が、次世代に向けて発展していけるよう、引き続き支援をお願いしたい。

2 町内に気軽に足を運べる交流の場を

日中気軽に町民が親子連れで足を運べるような交流の場を作ってほしい。障がい者だけでなく高齢者を含めて、毎日集まってそこに出かければ、何かやりたいことができるという場所があればと思う。

障がい児が学校卒業後、雄武町に住み続けていくためにも、居場所の検討を続けてほしい。



3 制度や施策に関する情報提供や学習活動への支援を

昨今、国の制度や町の施策がずいぶん変わってきており、ついていけてなくて不安を感じている。勉強会の開催などを行っていただければありがたい。

4 障がい者と高齢者の共生型のサービスの充実を

障がい者と高齢者が共に安心して暮らせるグループホームなど、共生型のサービス展開を進めてほしい。

5 生活環境の充実を

どこの施設に行っても階段や段差が多いので、一層のバリアフリー化を進めてほしい。また、交通手段の充実、除雪への支援の充実にも努めてほしい。

6 重度心身障がい者への支援の充実を

重度心身障がい者が安心して地域で暮らせるまちづくりを推進してほしい。

7 産業振興と連携した障がい者の地域包括ケアの推進を

地域の産業と関連させて障がい者雇用、福祉雇用の道を拓き、雄武町にあった障がい者の地域包括ケアを推進してほしい。

4 第6次障がい者基本計画の施策の体系

●施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

ともに支えあい、自立と社会参加を実現するまちづくり

1 ふれあいあふれるふるさとづくり（啓発・広報）

- (1) 住民意識の啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉の推進

町民への施策
（ノーマライゼーション）

2 健やかに暮らせるふるさとづくり（保健・医療）

- (1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進
- (2) 心と体の健康づくりの推進
- (3) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

3 安心して生活が送れるふるさとづくり（生活支援）

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 在宅生活への支援の充実
- (4) 日中活動への支援の充実
- (5) 居住の場への支援の充実
- (6) 地域生活支援拠点の整備

4 地域で育むふるさとづくり（教育・育成）

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり（雇用・就業）

- (1) 一般就労の促進
- (2) 行政自身の障がい者雇用対策の強化
- (3) 福祉的就労の促進

6 安全で人にやさしいふるさとづくり（生活環境）

- (1) 障がい者にやさしい公共空間の整備
- (2) 暮らしやすい住宅づくりの促進
- (3) 外出手段の確保
- (4) 円滑なコミュニケーションの支援
- (5) 生活安全対策の推進

7 いきいきと活躍できるふるさとづくり（学習・スポーツ、社会参加の促進）

- (1) 生涯学習機会の拡大
- (2) スポーツ・レクリエーションへの参加の促進
- (3) 障がい者団体の活性化
- (4) まちづくり活動への参画の促進

障がい者・家族への施策
（リハビリテーション）

5 第5期障がい福祉計画

平成 30～32 年度の 3 年間に於ける、障がい福祉サービスの事業量の見込みと提供体制の確保策を定めます。

基本目標

障がい者基本計画との調和に配慮しつつ、以下の基本目標を掲げます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

(2) 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内又は近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

(3) 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

成果目標

以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活移行

(入所者 1 人減)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行

(平成 32 年度の一般就労移行者数 1 人)

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事業量の見込み

各サービスは、雄武町出身で遠方の障がい者支援施設に入所している障がい者の利用も含めて見込んでいます。

サービス名		単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
①訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数(人)	4	4	4
		利用時間数(時間/月)	100	100	100
②日中活動系サービス	生活介護	利用者数(人)	23	23	23
		利用量(人日/月)	518	518	518
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	1	1	1
		利用量(人日/月)	23	23	23
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	就労移行支援	利用者数(人)	0	0	1
		利用量(人日/月)	0	0	22
	就労継続支援A型	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	就労継続支援B型	利用者数(人)	8	8	8
		利用量(人日/月)	184	184	184
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0	
療養介護	利用者数(人)	1	1	1	
短期入所	利用者数(人)	5	5	5	
	利用量(人日/月)	122	122	122	
③居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人)	16	16	16
	施設入所支援	利用者数(人)	16	16	16
	自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0
④相談支援	計画相談支援	実利用者数(人)	40	40	40
	地域移行支援	実利用者数(人)	1	1	1
	地域定着支援	実利用者数(人)	1	1	1



6 第1期障がい児福祉計画

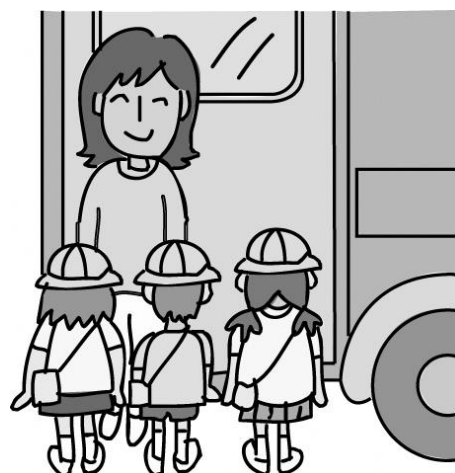
平成30～32年度の3年間における、障がい児福祉サービスの事業量の見込みと提供体制の確保策を定めます。

基本目標

障がい者基本計画との調和に配慮しつつ、以下の基本目標を掲げます。

(1) 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達の遅れについて、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。



(2) 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児などの重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

(3) 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。

成果目標

以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

(1) 児童発達支援センターの設置

(広域で確保)

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

(町外の事業所の協力を得ながら、体制づくりに努める)

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

(広域で参入促進)

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

(該当するケースがあった場合に、随時、協議の場を設置)

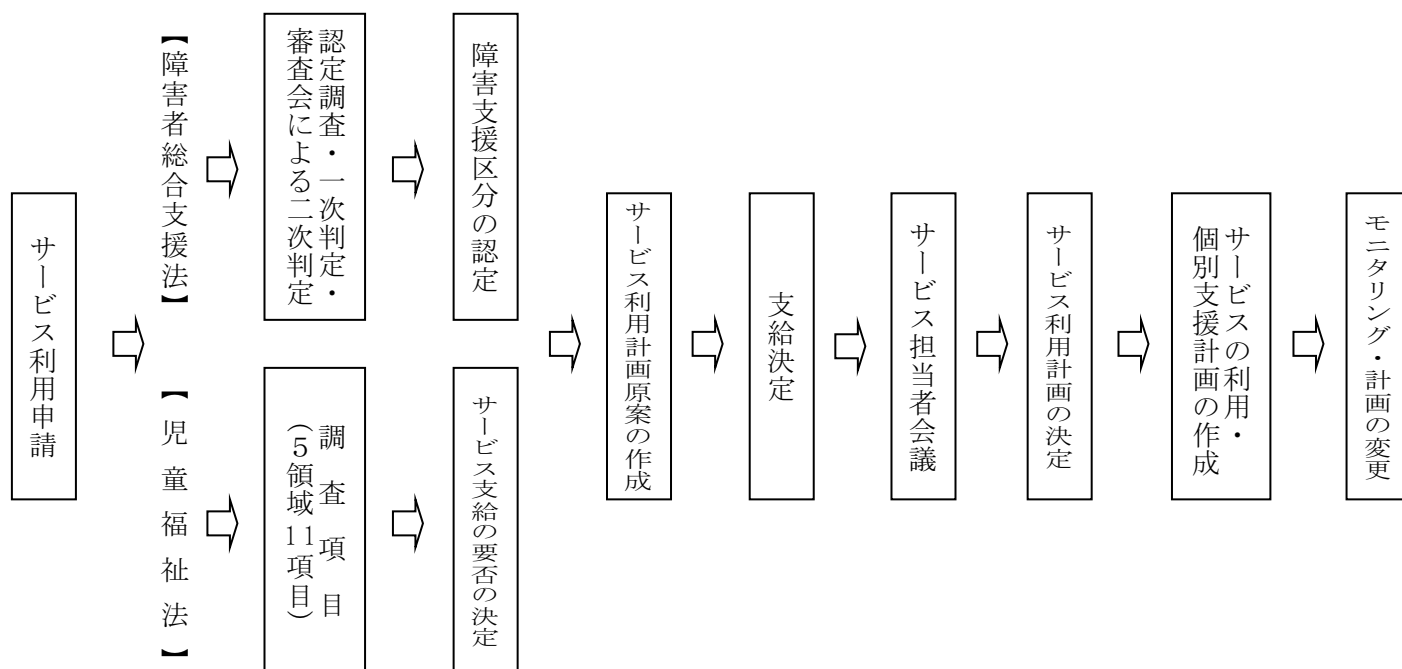
事業量の見込み

サービス名		単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
①障がい児 通所支援	児童発達支援事業	利用者数(人)	2	2	2
		利用量(人日/月)	15	15	15
	医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
		利用量(人日/月)	0	0	0
	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用者数(人)	4	4	4
		利用量(人日/月)	37	37	37
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	2	2
利用量(人日/月)		0	1	1	
②障がい児相談支援	利用者数(人)	6	6	6	

7 適切なケアマネジメントの実施

障がい福祉サービス、障がい児通所サービスの利用にあたって、適切なケアマネジメントを実施し、利用者本位のサービス提供に努めます。

■サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第6次雄武町障がい者計画（第6次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）
発行：雄武町保健福祉課